

軽度認定の方の介護保険はずしに立向かって

介護保障を求めるひろしまの会
事務局長 大島 順一

広島市での運動

介護保障を求めるひろしまの会は介護保険制度が実施される 1 年前の 1999 年 11 月に、自治労連、保育福祉労組、医労連、福祉や介護の関係の労働組合、高齢者の福祉の運動団体、現場のヘルパー、大学の研究者、弁護士などが結集し「介護保険という制限的な給付でなく、国、自治体に真の介護を保障させる」ための市民団体として結成したものです。毎年、広島市当局に要求書を提出し、交渉しています。

そのなかで、介護保険料の低所得者への軽減制度の実施、重度障害者医療費補助制度対象者の介護保険医療系サービスの自己負担免除などを制度化させてきました。

また、広島市の外郭団体・福祉サービス公社の廃止などの広島市の公的責任放棄に対して、公的ホームヘルプサービスを守れという署名活動や、国が介護保険制度でのホームヘルプの家事援助を削る動きに対して、「家事援助によって、一人暮らし高齢者の生活を支えている」実践レポート集の発行などで、世論喚起してきました。

特に、昨年 2010 年度に、認知症高齢者のホームヘルプサービスの食事介助において、食事をとるよう働きかけても、高齢者が食事をとらなかった場合、報酬はなしであると、広島市は当初回答していましたが、会は現場のヘルパー、ケアマネージャーも参加した交渉を行い、「食事をとらない場合でも、ケアプランにもとづき、はたらきかけた場合、報酬を算定できる」ことにさせました。

この取り組みはローカルルールを改めさせる大きな成果でした。

介護保険の要支援1・2の方のサービスが保険給付からはずすな！

2011年6月に「改正」された介護保険法には、2012年4月から、自治体の判断によって要支援1・2の方を保険給付の対象からはずし、安上がりの「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という）に置き換えるしくみが盛り込まれています。

「総合事業」に置き換えられると、要支援1・2の認定を受けて訪問介護（ヘルパー）や通所介護（デイサービス）などの利用で何とか在宅生活を維持している高齢者から生きるすべを奪うものになりかねません。

また、介護事業所にとって、要支援1・2の方のサービスが介護給付でなくなるということは大きな減収になります。

「総合事業」というのは、「介護保険給付費の3%の予算内で賄う」という枠にしばられます。現在、介護認定を受けていない方の予防事業（転倒予防、口腔ケア、栄養改善、閉じこもり防止等の教室など）である「地域支援事業」を行っていますが、これに組み込まれるからです。

また、人員・設備・運営基準も介護保険給付のような全国共通の定めがなく、自治体の判断にまかされます。

たとえば、ヘルパーの派遣について、無資格の有償ボランティアにされたり、デイサービスについて公民館等での通所事業に置き換えられたりする恐れがあります。

国はまったく面倒を見ない、自治体の予算が足りなかったら、自費サービス（家政婦等）で賄うことになりかねません。

声を上げていけば変えていくことができる！

広島市など自治体の判断が重要になってきているなかで、住民の声を広島市に届けていけば、国の改悪案が出て、自治体判断で現行どおり要支援1・2の介護サービスを引き続き、介護保険給付で行なうことも可能であり、会の幹事会で、今年度は、軽度認定の介護保険はずしをするな！という署名1本で取組もうと意思統一しました。

ケアマネジャーの事業所、ホームヘルプの事業所合計500事業所へ「要支援1・2の方に介護給付の保障を求める要請署名」への協力要請のため、郵送しました。その中で、集めた署名5913名分を提出し、介護保障を求めるひろしまの会では、8月30日に広島市高齢福祉課長、介護保険課長と交渉しました。

高齢福祉課長は「現在のところ、総合事業を導入せず、要支援1・2について引き続き介護保険給付で実施する方向」と回答しました。

「総合事業」というのは、「介護保険給付費の3%の予算内で賄う」という枠にしばられ、現在、要支援1・2の予防給付は介護保険財政の7%をしめており、現在、地域支援事業（非該当のかたなど特定高齢者の予防教室など）で介護保険財政の2%と合わせると、3%の枠内ではとても収まらないと理由を明らかにしました。

こうして、広島市では、軽度認定の方の介護保険から外すことは歯止めをかけましたが、国の介護保険改悪案そのものは、見直しになったわけではありません。

国の負担を25%からもとの50%に戻せ！

介護保険制度が2000年にスタートする前には、高齢者福祉制度の財源は国の負担が50%、県・市がそれぞれの負担が25%でした。しかし、介護保険制度になってから、国の負担は50%から25%に減っています。自治体も12.5%づつになっています。介護保険財政の半分はみなさんの介護保険料（新たな税金といえる）によって賄うことになっているからです。

国の負担を25%からもとの50%に戻すことや、国、自治体の一般会計からの繰り入れをしていけば、介護保険料の引き上げや、介護サービスの抑制もしなくて済みます。

介護保険の改善の課題は、介護現場の労働者の処遇改善、要介護認定の改善・廃止、サービスの利用制限の撤廃、介護サービスの基盤整備など少なくありません。

また、孤立化する高齢者の実態が明らかになるなか、高齢者の生活を支える福祉制度の拡充が必要です。

いまこそ、国に憲法第 25 条の生存権を保障する社会保障制度を求めていくとともに、高齢者、その家族、介護労働者など的高齢者福祉、介護保険制度の改善を求める切実な声を、国、自治体に届けていくことが求められています。

介護だけでなく、医療、年金、障害者施策、保育など子育ての問題など社会保障全体の構造改革を跳ね返していくため、社会保障をよりよくしていく取り組みを強化し関係団体との共同の取り組みを行っていくことが求められています。

年 月 日

広島市長 松井 一實 様

介護保障を求めるひろしまの会
代表委員 二本松 勉
代表委員 花岡 利明
代表委員 由茅 しま江

要支援1・2の方に介護給付の保障を求める要請書

さる6月に改正された介護保険法は、自治体の判断によって要支援1・2の方を保険給付の対象からはずし、安かろう悪かろうの「総合事業」に置き換えるしくみが盛り込まれています。

これは要支援1・2の認定を受けて訪問介護や通所介護などの利用で何とか在宅生活を維持している高齢者から生きるすべを奪うものになりかねません。

また、介護認定を受けている方のうち約半数が要支援1・2の認定のなかで、サービス事業所にとって要支援1・2のサービスが介護保険から除外されることは、大幅な経営悪化につながりかねないものです。

地方自治体には今、このような国の政策に追随するのか、生活実態に即した施策やサービスの展開をはかるのかが問われています。

広島市では、要支援1・2のサービスを引き続き介護保険給付で実施するよう要求します。

【要請項目】

- ◆要支援1・2の方を介護保険サービスから外さず、サービスを引き続き、介護保険給付で行うこと。

氏 名	住 所